

神奈川マンション管理士事業協同組合  
賛助会員規約

(目的)

第1条 この規約は、神奈川県マンション管理士事業協同組合（以下、本組合という）が定款第51条の規定に基づき設ける賛助会員制度の運営等に付いて必要な事項を定め、外部関係者の本組合に対する協力と理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

(事業)

第2条 本組合は、前条の目的を達成するため、賛助会員に対し次の事業を行なう。

- (1) 共同受注事業及び受注斡旋事業の遂行に際し、業務の協力依頼
- (2) 本組合が作成又は発行する資料の提供
- (3) 本組合又は組合員との情報交換のための連絡会等の開催
- (4) その他前条の目的を達成する為の事業

(会員の資格)

第3条 賛助会員は、次の各号の要件を備える法人又は個人とする。

- (1) 本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力するもの。
- (2) マンション管理について十分な経験を有するもの
- (3) 別に定める会員資格を満足するもの

(加入)

第4条 賛助会員になろうとするものは、本組合が別に定める入会申込書に、推薦組合員の氏名、推

薦理由の記入、押印を受けたうえ理事長宛提出し、本組合の承諾を得なければならない。

- 2 前項の許諾は、理事会において審議の上、決する。
- 3 加入を認められた賛助会員は、別に定める入会金を納付しなければならない。

(会費)

第5条 賛助会員は年会費を納入するものとする。

- 2 会費の額は、1口10,000円とする。
- 3 賛助会員は別に定める基準により本組合と協議のうえ、1口以上を負担するものとする。

(退会)

第6条 本会を退会しようとする賛助会員は、あらかじめ本組合に届出て脱退するものとする。

(除名)

第7条 本組合は、次の各号に該当する賛助会員を除名することが出来る。

- (1) 本組合の事業を妨げ又は妨げようとしたとき
- (2) 会費の納入を怠ったとき
- (3) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をしたとき、或はする恐れのあるとき

(4) 犯罪その他の信用を失う行為をしたとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第8条 賛助会員が第6条及び第7条の規定によりその資格を喪失したときは、本組合に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることは出来ない。

2 本組合は、賛助会員がその資格を喪失しても、既納の入会金及び会費は、これを返還しない。

(その他)

第9条 賛助会員に付いて本規約に定めのない事項であっても必要な事項は、理事会で決定する。

附則 1、この規約は、平成20年1月8日より施行する。

2、当分の間、会費は個人1口以上、団体5口以上とする。